

参議院大蔵委員会会議録第一号

平成八年二月十四日(水曜日)
午前九時四十分開会

委員氏名

片山虎之助君
石川 弘君
樫崎 泰昌君
牛嶋 正君
直嶋 正行君
峰崎 直樹君
上杉 光弘君
大河原太一郎君
金田 勝年君
佐藤 泰三君
清水 達雄君
須藤良太郎君
西田 吉宏君
猪熊 重二君
海野 義孝君
白浜 一良君
益田 洋介君
渡辺 孝男君
大脇 雅子君
鈴木 和美君
吉岡 吉典君
山口 哲夫君

一月二十四日
一月二十五日
一月二十三日

補欠選任
上杉 光弘君
補欠選任
樫崎 敬義君
志苦 裕君
補欠選任
鈴木 政二君
伊藤 基隆君

出席者は左のとおり。

委員長
理事

委員

片山虎之助君
石川 弘君
樫崎 泰昌君
牛嶋 正君
直嶋 正行君
樫崎 敬義君
上杉 光弘君
大河原太一郎君
金田 勝年君
清水 達雄君
須藤良太郎君
鈴木 政二君
西田 吉宏君
猪熊 重二君
海野 義孝君
白浜 一良君
益田 洋介君
渡辺 孝男君
伊藤 基隆君
清水 澄子君

衆議院議員

大蔵委員長 久間 章生君
大蔵大臣 久保 亘君

政府委員

大蔵政務次官 鉢呂 吉雄君
大蔵政務次官 山崎 正昭君
大蔵省主税局長 薄井 信明君
大蔵省証券局長 長野 庵士君

事務局側

常任委員会専門員 小林 正二君

説明員

大蔵事務次官 小川 是君
国税庁長官 日高 壮平君

本日の会議に付した案件

○理事補欠選任の件

○国政調査に関する件

○平成七年度の水田営農活性化助成補助金についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案(衆議院提出)

○委員長(片山虎之助君) ただいまから大蔵委員会を開会いたします。

まず、委員の異動について御報告いたします。去る一月十八日、久保亘君が委員を辞任され、その補欠として山口哲夫君が、また、去る一月二十二日、大脇雅子君が委員を辞任され、その補欠として清水澄子君が、また、去る一月二十五日、峰崎直樹君及び鈴木和美君が委員を辞任され、その補欠として志苦裕君及び樫崎敬義君が、また、昨日、佐藤泰三君及び志苦裕君が委員を辞任され、その補欠として鈴木政二君及び伊藤基隆君がそれぞれ選任されました。

○委員長(片山虎之助君) 次に、理事の補欠選任についてお諮りいたします。委員の異動に伴い現在理事が一名欠員となっておりますので、その補欠選任を行いたいと存じます。理事の選任につきましては、先例により、委員長の指名に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと稱する者あり〕

○委員長(片山虎之助君) 御異議ないと認めます。それでは、理事に樫崎敬義君を指名いたします。

○委員長(片山虎之助君) この際、久保大蔵大臣並びに山崎大蔵政務次官及び鉢呂大蔵政務次官から発言を求められておりますので、順次これを許します。久保大蔵大臣。

○国務大臣(久保亘君) 去る一月十一日、大蔵大臣を命ぜられました久保亘でございます。

内外に数多く文字どおり重要な課題が山積いたしております中で財政金融政策の運営の任に当たることになりました。その責任を重く感じております。

今後とも、政策運営に遺漏なきよう全力を尽くしてまいりますので、皆様方の御指導をよろしくお願い申し上げます。ありがとうございました。

(拍手)
○委員長(片山虎之助君) 次に、山崎大蔵政務次官。

○政府委員(山崎正昭君) 先般、図らずも大蔵政務次官を拝命いたしました山崎正昭でございます。

日を追うごとにその職責の重大さをひしひしと痛感いたしております。私、微力ではございますが、全力を傾注してその職務に当たる所存でございますので、委員長を初め委員各位の御指導と御叱正を心からお願いを申し上げます。ごあいさつといたします。よろしくお願ひ申し上げます。

かよろしくお願ひ申し上げます。(拍手)

○委員長(片山虎之助君) 次に、国政調査に関する件についてお諮りいたします。

本委員会は、今期国会におきましても、租税及び金融等に関する調査を行いたいと存じますが、御異議ございませんか。

(拍手)

○委員長(片山虎之助君) 次に、鉢呂大蔵政務次官。

○政府委員(鉢呂吉雄君) 一月の十二日に橋本総理大臣から大蔵政務次官を拝命いたしました鉢呂吉雄でございます。

○委員長(片山虎之助君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(片山虎之助君) 次に、平成七年度の水田営農活性化助成補助金についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案を議題といたします。

大蔵省を取り巻く大変大きな課題が山積をしておりますけれども、参議院から出ております久保大蔵大臣をしつかり支えて一生懸命頑張りますので、委員長初め委員の皆様には御指導、御鞭撻をよろしくお願ひ申し上げます。ありがとうございます。(拍手)

まず、提出者衆議院大蔵委員長久間章生君から趣旨説明を聴取いたします。久間大蔵委員長。

○衆議院議員(久間章生君) ただいま議題となりました平成七年度の水田営農活性化助成補助金についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案につきまして、提案の趣旨及びその概要を御説明申し上げます。

○委員長(片山虎之助君) 次に、先般の大蔵省の人事異動に伴い新たに就任いたしました小川事務次官外二名から発言を求められておりますので、順次これを許します。小川事務次官。

○説明員(小川是君) 去る一月五日、大蔵事務次官を拝命いたしました小川でございます。

御承知のように、望ましい水田利用形態に可能な限り誘導する見地から、政府等から稲作転換を行う者等に対し、水田営農活性化助成補助金を交付することといたしておりますが、本案は、平成七年度と同補助金に係る所得税及び法人税について、その負担の軽減を図るため、おおむね次のような特例措置を講じようとするものであります。

大臣を補佐し、大蔵行政の一体的遂行に全力を尽くしてまいりたいと存じます。引き続き、どうぞよろしく御指導を賜りますようお願い申し上げます。ありがとうございます。(拍手)

○委員長(片山虎之助君) 次に、長野証券局長。

○政府委員(長野保土君) このたび証券局長を拝命いたしました長野でございます。今後ともよろしく御指導を賜りますようお願い申し上げます。(拍手)

すなわち、同補助金のうち個人が交付を受けるものについては、これを一時所得の収入金額とみなすとともに、転作に伴う特別支出費用等は、その収入を得るために支出した金額とみなし、また、農業生産法人が交付を受けるものについては、交付を受けた後二年以内に、事業の用に供する固定資産の取得または改良に充てる場合には、

○委員長(片山虎之助君) 次に、日高国税庁長官。

○説明員(日高壮平君) 国税庁長官を拝命いたしました日高でございます。適正、公平な課税の実現に向けて全力を傾ける所存でございます。どう

なご、本案による国税の減収額は、平成七年度において約三億円と見込まれるのでありまして、衆議院大蔵委員会におきましては、本案の提出を決定するに際しまして、内閣の意見を求めましたところ、稲作転換の必要性に顧み、あえて反対しない旨の意見が開陳されました。

○委員長(片山虎之助君) 次に、平成七年度の水田営農活性化助成補助金についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案を議題といたします。

以上が本案の提案の趣旨とその概要であります。何とぞ速やかに御賛成くださいますようお願い申し上げます。

○委員長(片山虎之助君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

質疑、討論も別にないようですから、これより直ちに採決に入ります。

平成七年度の水田営農活性化助成補助金についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案に賛成の方の挙手を願います。

第一八号 平成八年一月三十日受理
住宅金融専門会社の不良債権処理方策の撤回に関する請願
請願者 埼玉県越谷市蒲生愛宕町四ノ二 二 紅林稔 外三千百七十二名
紹介議員 猪熊 重二君

○委員長(片山虎之助君) 全会一致と認めます。

よって、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

政府・与党は、経営危機に陥った民間企業である住宅金融専門会社の不良債権の処理に、各金融機関の責任や大蔵省等行政の監督責任を明らかにしないまま、国民に一人当たり五千円を超える負担を強要する不良債権処理策を決定した。しかも今回の処理策は、実質的な回収不能債権の処理を先送りしており、国民の負担額は更に上乗せされる可能性が大きい。また、処理策決定に至る過程での母体銀行や農林系の関係金融機関、大蔵省や農林水産省、与党議員等による密室の「談合」には不透明さが付きまとい、国民に納得できる説明がないままの突然の決定であり、国民感情をないがしろにしたものである。今回の住専処理方策は、「無責任」「問題先送り」「国民不在」の処理策であり、到底納得できない。については、次の事項について実現を図られたい。

○委員長(片山虎之助君) 全会一致と認めます。

よって、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

第一九号 平成八年一月三十日受理
住宅金融専門会社の不良債権処理方策の撤回に関する請願
請願者 埼玉県草加市松原三ノCノ三五ノ六 田畑貴 外三千三百三十五名
紹介議員 武田 節子君
この請願の趣旨は、第一八号と同じである。

○委員長(片山虎之助君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午前九時四十七分散会

第二〇号 平成八年一月三十日受理
住宅金融専門会社の不良債権処理方策の撤回に関する請願
請願者 埼玉県北葛飾郡松伏町大川戸三五ノ二 丸鶴修三 外二百三十九名

○委員長(片山虎之助君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午前九時四十七分散会

第二〇号 平成八年一月三十日受理
住宅金融専門会社の不良債権処理方策の撤回に関する請願
請願者 埼玉県北葛飾郡松伏町大川戸三五ノ二 丸鶴修三 外二百三十九名

○委員長(片山虎之助君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午前九時四十七分散会

第二〇号 平成八年一月三十日受理
住宅金融専門会社の不良債権処理方策の撤回に関する請願
請願者 埼玉県北葛飾郡松伏町大川戸三五ノ二 丸鶴修三 外二百三十九名

紹介議員 荒木 清寛君
この請願の趣旨は、第一八号と同じである。

第二号 平成八年一月三十日受理
住宅金融専門会社の不良債権処理方策の撤回に関する請願
請願者 埼玉県草加市金明町一、一五六ノ一〇 鳴海日出夫 外二千八百七十九名
紹介議員 浜四津敏子君
この請願の趣旨は、第一八号と同じである。

第三号 平成八年一月三十一日受理
住宅金融専門会社の不良債権処理方策の撤回に関する請願
請願者 埼玉県所沢市東狭山ヶ丘六ノ七五三ノ二ノ一 野村清 外三千三百七十八名
紹介議員 高野 博師君
この請願の趣旨は、第一八号と同じである。

第四号 平成八年一月三十一日受理
住宅金融専門会社の不良債権処理方策の撤回に関する請願
請願者 埼玉県三郷市高州四ノ一一三 宝田博 外百七十九名
紹介議員 山下 栄一君
この請願の趣旨は、第一八号と同じである。

第五号 平成八年一月三十一日受理
住宅金融専門会社の不良債権処理方策の撤回に関する請願
請願者 埼玉県三郷市成成一ノ二一九 小川文子 外三百八十九名
紹介議員 荒木 清寛君
この請願の趣旨は、第一八号と同じである。

第二十七号 平成八年一月三十一日受理
住宅金融専門会社の不良債権処理方策の撤回に関する請願

する請願

請願者 埼玉県鴻巣市加美二ノ六ノ一二 石川昭吾 外二千九百三十五名
紹介議員 鶴岡 洋君
この請願の趣旨は、第一八号と同じである。

第二十九号 平成八年二月一日受理
住宅金融専門会社の不良債権処理方策の撤回に関する請願
請願者 東京都足立区島根二ノ二二ノ一 九 鈴木信雄 外三百五十九名
紹介議員 荒木 清寛君
この請願の趣旨は、第一八号と同じである。

第三〇号 平成八年二月一日受理
住宅金融専門会社の不良債権処理方策の撤回に関する請願
請願者 埼玉県三郷市東町五ノ一 奥山正 普 外二百九名
紹介議員 山下 栄一君
この請願の趣旨は、第一八号と同じである。

二月十三日予備審査のため、本委員会に左の案件が付託された。
一、平成七年度の水田営農活性化助成補助金についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案(衆)

平成七年度の水田営農活性化助成補助金についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案
平成七年度の水田営農活性化助成補助金についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律

(所得税の特例)

第一条 個人が、政府又は全国の区域を地区とする農業協同組合連合会から平成七年度の水田営農活性化助成補助金の交付を受けた場合には、

当該個人の平成七年度分の所得税については、その交付を受けた金額は、所得税法(昭和四十年法律第三十三号)第三十四条第一項に規定する一時所得に係る収入金額とみなし、かつ、その交付の要因となった農地に係る損失又は費用として大蔵省令で定めるものの額は、その交付を受けた金額を超える部分の金額を除き、当該一時所得に係る同条第二項の支出した金額とみなす。

(法人税の特例)

第二条 農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)第二条第七項に規定する農業生産法人で、政府又は全国の区域を地区とする農業協同組合連合会から平成七年度の水田営農活性化助成補助金の交付を受けたものが、その交付を受けた日の属する事業年度においてその交付を受けた金額をもって固定資産の取得又は改良をした場合において、その固定資産につき、その取得又は改良に充てた金額の範囲内でその帳簿価額を損金経理により減額し、又は当該金額以下の金額を政令で定める方法により経理したときにおける法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の規定の適用については、政令で定めるところにより、その減額し又は経理した金額に相当する金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

2 前項の規定は、同項の農業生産法人が、同項の水田営農活性化助成補助金の交付を受けた日の属する事業年度の翌事業年度開始の日からその交付を受けた日以後二年を経過する日までの期間内に、その受けた金額をもって固定資産の取得又は改良をした場合について準用する。この場合において必要な事項は、政令で定める。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

本案施行に要する経費

本案施行による減収見込額は、約三億円である。

る。

二月十三日本委員会に左の案件が付託された。
(予備審査のための付託は同日)
一、平成七年度の水田営農活性化助成補助金についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案(衆)

平成八年二月十九日印刷

平成八年二月二十日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

K